

平成 25 年 10 月 15 日

「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」について

- 年金保険料の徴収体制強化等については、昨年 8 月に成立した税制抜本改革法において、「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること」とされたことを踏まえ、本年 2 月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に、内閣官房副長官を座長とする関係省庁政務官による検討チームを立ち上げ、検討が進められ、本年 8 月 8 日に「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」としてとりまとめられた。（別添 1 参照）
- 「論点整理」では、督促の推進や強制徴収体制の強化、免除等における申請主義の見直しなど、国民年金保険料の徴収の基本的な考え方に関わるものを含め、どのように年金保険料の徴収体制を強化するか等の論点について、今後の検討の方向性が示されている。
- 今後は、「論点整理」に示した方向性に沿って、担当省庁においてさらに検討を進め、税制改革法の規定に基づき、可能なものから速やかに実施することとしている。

＜厚生労働省における検討体制＞ （別添 2 参照）

- ・ 10 月 7 日（月） 社会保障制度審議会年金部会において、「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」の設置を決定
- ・ 10 月 11 日（金）第 1 回「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」の開催

※以降、月 2 ～ 3 回ペースで開催予定

年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理のポイント

- 今後は以下に示す各論点について、担当省庁においてさらに検討を進め、税制抜本改革法の規定に基づき、可能なものから速やかに実施する。

I. 総論

- ・ 国民年金保険料の納付率は 64.5%（平成 22 年度最終納付率）に留まっている。納期限までに完納されなかった国民年金保険料のうち、約 0.2%（平成 21 年度分滞納月数ベース）に対してしか督促が実施されておらず、約 75.3%（同上）が時効消滅している状況。また、財産差押えの件数も年間 6,200 件余り（平成 24 年度）に留まっている。
- ・ 年金保険料の徴収について基本的な考え方を整理すべき。その際、「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。
- ・ 今後導入が予定されている社会保障・税番号制度については、年金保険料の納付率向上や国民の利便性向上等のためにどのように活用するか、行政事務の抜本的な見直しも視野に検討する必要。

II. 国民年金保険料の納付率向上策

1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

国民年金保険料の徴収の基本的考え方を再整理の上、その結論に従って徴収に係る制度の見直しや徴収体制の強化等を検討すべき。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 督促の促進 | (2) 強制徴収体制の強化 |
| (3) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方 | |
| (4) 免除等における申請主義の見直し | (5) 年金保険料の納付機会の拡大 |

2 その他検討すべき具体的な対応策

国民年金保険料の納付率向上のため、あらゆる手段を講じるとの観点から、以下の具体的な対応策を検討すべき。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化 | (2) 関係行政機関等との連携強化 |
| (3) 雇用形態など社会経済の変化への対応 | (4) 公的年金制度に対する理解の促進 |

III. 厚生年金の適用促進策

厚生年金については、本来適用されるべきであるにもかかわらず適用されていない事業所の適用促進等を推進する必要がある。

- (1) 適用調査対象事業所の把握の推進
- (2) 把握した事業所の適用促進等
- (3) 関係機関との連携強化

IV. 国民の利便性向上策

社会保障・税番号制度の導入も一つの大きな契機としながら、国民の利便性向上について、不断に検討すべき。

- (1) 提出書類の省略
- (2) 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

V. 歳入庁について

歳入庁については様々な問題点が指摘された。国民年金保険料の納付率向上等のためには、国民の意識の変化等を踏まえ保険料徴収の基本的な考え方を整理した上で対策を講ずることが必要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば納付率向上等の課題が解決するものではないとの意見で一致。

年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理

平成 25 年 8 月 8 日

年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム

はじめに

年金保険料の徴収体制強化等については、平成 24 年 8 月 10 日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（税制抜本改革法）において、「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること」とされたところである。

これを受け、本年 2 月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」（メンバーについては【別紙 1】参照。以下、「検討チーム」という。）が設けられ、検討を行ってきた（開催実績については【別紙 2】参照）。

検討チームにおいては、国民年金保険料の納付率向上の観点から、どのように年金保険料の徴収体制を強化するかを中心に議論が行われ、さらに厚生年金の適用促進や歳入庁、国民の利便性の向上についても議論した。本論点整理は、検討チームにおけるこれまでの議論を整理したものである。

I. 総論

1 年金保険料徴収の現状

検討チームにおいては、まず社会保険料及び税の徴収の現状と課題についてヒアリングを行った。その結果を整理すると【別紙 3】のとおりであり、主なポイントは以下のとおりである。

(1) 納付率

納付率については、他の社会保険料・税の納付率が概ね 9 割以上であるのに対し、国民年金保険料は 64.5%（平成 22 年度最終納付率）に留まっている。厚生年金保険料や源泉所得税のように、事業主が納付義務者となっている制度と一概に比較はできないものの、国民健康保険料（89.4%）や申告所得税（97.6%）のような個人・世帯主が納付義務者となっている制度と比べても、納付率が低くなっている。

(2) 督促の実施状況

国民年金以外の社会保険料・税においては、納期限までに完納しない場合には必ず督促が行われ、保険料・租税債権の徴収に係る時効が中断されている。一方、国民年金保険料については、納期限までに完納されなかった保険料のうち、約 0.2%（平成 21 年度分滞納月数ベース）に対してしか実施されておらず、約 75.3%（平成 21 年度分滞納月数ベース）が時効消滅している状況にある。

(3) 徴収コスト、延滞金

厚生年金保険料については、事業主の協力の下、効率的な徴収ができており、徴収コストは 100 円あたり 0.09 円と、非常に少ないコストで徴収されている。

一方、国民年金保険料については、個人から個別に徴収する必要があるため、厚生年金保険料に比べて 1 件当たりの保険料納付額が少ないことから、徴収コストは比較的高く、とくに強制徴収を行う場合のコストは 100 円当たり 90 円程度かかっている状況にある。

また、税においては、納期限を経過すると延滞税が発生するのに対し、社会保険料においては、年金保険料も含め、督促をした場合に限り延滞金が発生するケースが多い。

2 年金保険料徴収の基本的考え方

(1) 現行制度及び背景にある考え方

年金保険料の徴収体制強化等を検討するに当たっては、まず、年金保険料徴収の基本的な考え方を整理する必要がある。

年金保険料については、法律上、国民年金は被保険者に、厚生年金は事業主に、それぞれ納付義務が課せられている（国民年金法第 88 条第 1 項、厚生年金保険法第 82 条第 2 項）。また、年金保険料の徴収については、基本的に国税徴収の例によるとされている（国民年金法第 95 条、厚生年金保険法第 89 条）。

しかしその一方で、負担と給付が連動するという年金保険料の性格等を踏まえ、時効（税は 5 年なのに対し、年金保険料は 2 年）や延滞金（税は督促の有無に関係なく納期限後から発生するのに対し、年金保険料は督促した場合に限り納期限後から発生する）において、税とは制度的な違いがある。

さらに、国民年金については、制度成立当初、保険料は自主納付を基本とすることが適切であると考えられた。また、厚生年金と異なり、納付義務者と給付を受ける者が同一であり、かつ保険料を納付しなければ給付も受けられないという仕組みであること等から、保険料の滞納者に対する督促は、義務ではなく、「督促することができる」という任意規定となっている（国民年金法第 96 条第 1 項）。

(注) 厚生年金については、納付義務者（事業主）と給付を受ける者（被保険者）が異なり、事業主による納付の有無にかかわらず被保険者には給付が行われることから、督促は義務となっている（厚生年金保険法第 86 条第 1 項）。

こうした制度的な背景もあり、上記 1 (2) のとおり、国民年金については、督促が実施されているのは一部の滞納者にとどまっており、多くの保険料債権が時効消滅している。

また、国民年金において、本格的に財産差押え等の強制徴収を行うようになったのは、保険料の収納事務を国に移管したこと等により納付率の低下が顕著となった平成 16 年以降であり、それ以前は「自主納付が基本」との考え方（自主納付原則）から、ほとんど強制徴収が行われてこなかった。財産差押えの件数は近年増加させているものの、年間 6, 200 件余り（平成 24 年度）にとどまっている。

(2) 国民年金保険料納付率の低下と国民の意識の変化

国民年金保険料の納付率は、以前は 80% を超えていたが、最近では 60% 台にまで大きく低下してきており、納付率の向上が喫緊の課題となっている。

納付率の低下の要因については、景気悪化による低所得者の増加、収納事務の市町村から国への移管、就業構造の変化など、様々な要因が考えられるが、国民の年金制度に対する信頼の低下や納付意識の低下も大きな要因の一つと考えられる。

近年国民の間には、国民年金保険料について、「納めてもメリットが少ない」、「納めていない人はたくさんいる」、「自分の将来の年金が減るだけなのだから、納めなくても構わない」といった考え方が広まり、国民の納付意識が低下してきた。

その一方で、年金の未納問題を契機に、納付率の低さも含め、国民年金に対する国民の関心や問題意識が高まっている。また、納付率の低下は、将来的に無年金・低年金者が増加することを意味しており、生活保護の対象者が増加することにつながりかねない。すなわち、国民年金保険料の納付率低下の問題は、単に被保険者の将来的な給付が減るということに留まらず、将来の国民負担の増加につながる可能性があることに留意しなければならない。このような観点からも、保険料の未納を放置せず、徴収を強化すべきという国民の声に応え、あらゆる手段を講じて納付率の向上を図る必要がある。

(3) 今後の検討の方向性

これまで日本年金機構は、市場化テストによる民間事業者の活用や強制徴収の強化など、様々な納付率向上策を講じてきたが、近年、国民年金保険料の納付率は低下し続けてきた。こうした中、国民の意識の変化に合わせて、年金保険料の徴収について、基本的な考え方をもう一度整理すべき時期に来ているのではない

か。

その際、「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、督促の実施対象の拡大や強制徴収の拡大・強化など、現行制度の背景にある自主納付原則の考え方を見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべきである。

なお、この徴収の基本的な考え方の再整理は、督促のあり方や免除における申請主義、延滞金のあり方など、年金保険料徴収のあり方全体にも影響しうることから、幅広い観点から検討する必要がある。

3 社会保障・税番号制度の活用

本年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、社会保障・税番号制度が導入されることとなった。これにより、平成28年1月から個人番号及び法人番号の利用が開始される予定となっている。

この社会保障・税番号制度は、社会保障と税に係る行政機関間の情報連携を強化する上で重要なインフラであり、年金保険料の徴収においても一つの大きな政策ツールとなり得るものである。

例えば、平成29年に予定されている情報提供ネットワークシステムの運用開始により情報連携が強化されれば、国民年金の被保険者の所得情報の把握が効率化されることになり、低所得者の保険料免除手続きの効率化や悪質な保険料滞納者の効率的な把握が可能となる。

また、社会保障・税番号制度は、マイ・ポータルを活用した保険料の納付の促進や、厚生年金の適用促進の効率化などにも活用できる可能性がある。今後、年金保険料の納付率向上等のために、この社会保障・税番号制度をどのように活用するか、行政事務の抜本的な見直しも視野に具体的に検討していく必要がある。

また同時に、社会保障・税番号制度は、各行政機関間の情報連携強化を通じ、国民の利便性向上にも資するものと考えられる。年金保険料徴収に係る手続き等において、添付書類の省略など、国民の負担軽減、利便性向上にも取り組むべきである。

Ⅱ. 国民年金保険料の納付率向上策

国民年金保険料の徴収においては、納付率の向上が一番の課題であり、上記Ⅰ. 2で述べた徴収の基本的考え方を見直すことを検討するとともに、国民の年金制度に対する信頼の回復や保険料を納めやすい環境の整備も含め、納付率向上のためにあらゆる手段を講ずるという方針で様々な具体策を検討すべきである。

1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

以下の論点については、国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わるものであり、基本的な考え方を再整理の上、その結論に従って徴収に係る制度の見直しや徴収体制の強化等を検討すべきである。

(1) 督促の促進

国民年金保険料の徴収強化という観点からは、滞納による保険料債権の多くが時効消滅している現状を改める必要がある。また、督促を行わずに納付督促を続けていても、納付率の向上には限界がある。このため、一定期間集中的に納付督促を行った後、すべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべきではないか。また、督促が任意規定となっている国民年金法を改正して義務規定とすることも将来的な課題である。

なお、督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制や、強制徴収の効率的な実施手法についても併せて検討する必要がある。

(2) 強制徴収体制の強化

日本年金機構においては、平成 16 年以降本格的に強制徴収に取り組み、毎年強制徴収への取組を強化してきたが、未だ十分な滞納処分が実施できていない状況にある。このため、さらに滞納処分件数を増加させるなど、強制徴収を強化する必要がある、職員の増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべきではないか。

ただし、強制徴収体制の強化に当たっては、その費用対効果に十分配慮する必要がある。現在の国民年金保険料の強制徴収には、大きな徴収コストがかかっており、単に徴収強化の観点から強制徴収件数を増加させればよいということにはならない。限られた予算・事務処理体制の下、徴収の効率化による強制徴収コストの削減を図りつつ、優先的に強制徴収する者の基準を明確化し、現実的かつ実効性ある強制徴収のあり方を検討すべきである。

(3) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方

現在、年金保険料の延滞金については、督促を行った場合にのみ徴収することになっている（国民年金法第 97 条第 1 項、厚生年金保険法第 87 条第 1 項）。このため、督促前の納付督促に係るコスト等、督促が行われなかった滞納者からの徴収に係るコストを、真面目に納付している者の保険料や税でまかなっている状態にある。

保険料の納付は義務であることを踏まえ、滞納者からの徴収コストを滞納者自身にも負担してもらうという観点から、督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべきではないか。あるいは、上記(1)で述べたとおり、督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者からの徴収コストを滞納者自身

にも負担してもらうことを検討すべきではないか。

ただし検討に当たっては、延滞金の取扱いの変更が納付率に与える影響を分析するとともに、他の社会保険料における延滞金との整合性や延滞金の水準のあり方など、幅広い観点から検討する必要がある。

(4) 免除等における申請主義の見直し

国民年金においては、自主納付の原則から、免除等について申請主義が採られており、保険料が免除等の対象となる低所得者等であっても、保険料を納付して将来給付を受けるという選択肢を保障する観点から、申請がない限り保険料を免除することはできず、保険料を納付していなければ滞納者となっている。

しかし、現実には、所得証明が必要となるなど手続きの煩雑さ等の理由により、保険料の納付意思がないのにもかかわらず、免除等の申請をせずに未納となっている者が多く存在する。年金給付は国庫負担を伴うものであり、自ら申請すらしない者に給付するのは適当ではないという考え方もあるが、その一方で、将来の低年金・無年金者の増加防止という目的で免除勧奨を実施しており、この免除勧奨にも多くのコストがかかっている。

国民年金保険料の徴収強化を図ることも踏まえ、免除等については申請主義を一部見直し、所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。ただし、職権免除制度の検討に当たっては、低所得者が自主的に保険料を納付する選択肢を確保するとともに、必要な所得情報等を確実かつ効率的に把握することができる仕組みについても併せて検討する必要がある。

(5) 年金保険料の納付機会の拡大

国民年金保険料債権は、督促がない限り納期限から2年で時効消滅するため、過去2年分よりさらに前の未納保険料を後から納めることは不可能となっている。

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）により、平成24年10月から平成27年9月までの3年間の時限措置として、過去10年分の国民年金保険料の後納が可能となっているが、過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化について検討すべきという考え方もある。

また、今後、保険料債権の時効消滅を発生させないようにするとすれば、保険料の後納の取扱いについて検討すべきではないかとの意見もあった。

保険料の後納制度は、保険料の納期限を守らなくてもよいというモラルハザードが起きる懸念があることに留意が必要である。しかも平成27年10月から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮される中で、10年分の後納が可能となる制度を恒久化することについては、事前の備えとしての社会保険制度の本質に鑑

みて、慎重に検討する必要がある。

むしろ納付機会を確保するという観点からも、上記(1)に示したように、督促を促進することが適切ではないか。すべての滞納者に対し督促を行うこととすれば、時効が中断されるため、適切に時効管理を行うことにより、結果的に納付機会の拡大を図ることができる。

2 その他検討すべき具体的な対応策

国民年金保険料の納付率向上のため、あらゆる手段を講じるとの観点から、上記1以外に検討すべき具体的な対応策は以下のとおりである。

(1) 確実かつ効率的な収納体制の強化

① 日本年金機構における管理体制の見直し

国民年金保険料の納付率を向上させるためには、まずは現在の納付状況を的確に分析し、その分析に基づいて戦略的な対策を立てていく必要がある。

日本年金機構によるこれまでの滞納保険料の管理は、滞納月数に基づく管理が中心であり、時効消滅額や督促対象者数といった基本的な計数が把握されていない。今後は、システム対応も含め、計数の把握や分析を充実させ、例えば、被保険者の属性別や所得階層別に対策を策定したり、ターゲットを絞った集中的な納付督促を実施したりするなど、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべきである。

また、日本年金機構においては、年金機構本部からブロック本部、ブロック本部から年金事務所に対する業務監理、指導をより強化していく必要がある。これまでの管理体制を見直し、目標の進捗管理を徹底するとともに、基本的な事務手順を示したマニュアルをさらに整備するなど、機構全体の徴収に係る執行体制を一層強化すべきではないか。

② 年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充

現在、年金事務所の職員による保険料の現金収納は、督促を受けた者から申し出があった場合等に限定されている。特別催告状等の取り組みにより滞納者との接触機会が増加してきていることを踏まえ、督促前の滞納者から現金納付の申し出があった場合にも現金収納できるようにするなど、年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべきである。

③ 市場化テストの改善

国民年金保険料の徴収においては、納付督促業務等を、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく市場化テスト事業として、民間事業

者に委託して実施している。しかし、事業を受託した民間事業者による収納実績は、全体として目標となる要求水準に達しておらず、改善が必要である。

今後は、納付督促の頻度や、納付督促の中でも効果が高い戸別訪問の件数を増加させるなど、他の類似事業における民間委託の仕様書も参考にしつつ、契約内容の見直しを検討すべきではないか。

その際、民間委託によるコスト削減効果と民間事業者の質の確保とのバランスに配慮するとともに、まずは一部の業者に対し試行的に実施するなど、見直しの効果を確認しつつ改善していくべきである。

④ 口座振替・クレジット納付の利用促進等

期限内納付を促進するためには、口座振替やクレジットカードによる納付（クレジット納付）の推進が有効である。このため、金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼し、成果に応じた手数料を支払うことや、現在地方自治体に交付している、口座振替の新規獲得に係る国民年金等事務取扱交付金の引き上げなど、さらなる利用促進策を検討すべきではないか。

また、新規適用者に対し口座振替やクレジット納付を推進するための工夫についても検討してはどうか。

なお、優良納付者の拡大を図る観点から、一定期間分（最大1年分）の保険料を前納した場合に保険料を割引く制度を導入しているが、平成26年4月から、より保険料の割引額が大きい2年前納制度を導入することとしており、今後も期限内納付の確保のための取り組みを推進していく必要がある。

⑤ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行

近年、大学生等の就職情勢が厳しいこともあり、若年者納付猶予制度の対象者が増加していると考えられる。若年者納付猶予制度の申請漏れ等を防ぐ観点から、学生納付特例制度と若年者猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用を見直すことを検討すべきである。

(2) 関係行政機関等との連携強化

① 国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用

悪質な滞納者に対する滞納処分を強化するため、国税庁への滞納処分の権限の委任制度が設けられているが、現在までの実績は、厚生年金保険料に関する委任4件のみであり、国民年金保険料の滞納処分について委任制度が活用された実績はない。

今後は、この国税庁への委任制度をより効果的に活用すべきであり、厚生年金における委任も含め、現状の分析を行った上で、運用方法の見直しや委任要件の緩和を検討すべきではないか。

② 市町村との情報連携強化

これまでもほとんどの市町村から、滞納者本人やその連帯納付義務者の所得情報の提供を受けてきたところであるが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステム等を通じて、滞納者の所得情報等の必要な情報が提供されることとなり、提供された情報の効率的・効果的な活用が期待される。

また、免除勧奨等においては、生活保護の受給情報や連帯納付義務者の情報、電話番号、扶養親族数等が必要であり、こうした必要な情報を確実に入手できる環境の整備について検討すべきではないか。

③ 免除勧奨等における関係機関との連携強化

納付率の向上のためには、関係機関との連携を強化し、あらゆる機会・制度を活用して被保険者に保険料納付や免除等の申請を訴えかけていくことが重要である。このため、失業者等が多く来訪するハローワークにおいて、年金事務所職員が免除制度の周知を行ったり、定期的に免除等の申請受理を行ったりする体制の整備について検討すべきではないか。

また、学生納付特例制度の活用を推進するため、例えば、大学等において申請等を受理した場合の手数料の引き上げ等を検討すべきではないか。

(3) 雇用形態など社会経済の変化への対応

① 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

被用者でありながら厚生年金の適用外である非正規労働者が増加していることを背景に、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、平成 28 年 10 月から、週 20 時間以上等の要件を満たす短時間労働者に厚生年金の適用が拡大されることとなっている。また、法施行後 3 年以内に更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、非正規労働者へのセーフティネット強化等の観点から検討されるものであるが、結果的に国民年金の納付率向上にも資することが期待されることに留意する必要がある。

② 事業主との連携強化

近年、雇用形態の変化による影響もあり、国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加している。このため、事業主の協力を得ながら従業員の納付を促進する仕組みについて、検討してはどうか。

(4) 公的年金制度に対する理解の促進

国民年金保険料の納付率が低下している要因の一つとして、公的年金制度への不安・不信があると考えられ、公的年金制度への理解、関心を高め、納付意識の向上を図ることは重要である。

年金に関する広報については、平成21年に行われた事業仕分けの結果、一旦廃止とされているが、様々な手段を使った効果的・戦略的な広報の実施について、費用対効果を考慮しつつ検討すべきではないか。

また、保険料の納付状況などの年金記録が確認できる「ねんきんネット」の活用や、地域に根差した啓発活動を行う地域年金展開事業の充実についても検討すべきではないか。

Ⅲ. 厚生年金の適用促進策

厚生年金については、保険料の収納率は高いものの、本来適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所があるとの指摘があり、このような事業所の適用促進等を推進する必要がある。具体的には以下の諸施策の実施を検討すべきである。

1 適用調査対象事業所の把握の推進

これまで地方運輸局等との連携や労働保険適用事業場データとの突合により、適用される可能性のある事業所（適用調査対象事業所）の把握に取り組んできたが、本年6月からは、新たに法務省の法人登記簿情報を活用し、更なる把握に取り組んでいるところである。今後も、社会保障・税番号制度の活用も含め、関係機関との情報連携を強化し、適用調査対象事業所の把握に向けた施策を検討し実施すべきである。

2 把握した事業所の適用促進等

これまでの取組により把握した適用調査対象事業所は、平成24年度末で約38.8万事業所となっており、さらに今後の取り組みにより新たな事業所が把握されることが予想される。

把握した適用調査対象事業所については、適用されるべき事業所であるかどうか

について効率的に調査を実施し、速やかに適用を行うことが重要な課題である。適用されるべき事業所に対し、これまでも民間事業者を活用した加入勧奨や職員による加入指導を強化してきたところであるが、適用促進に向けた具体的な工程表を作成するとともに、さらなる強化策を具体的に検討すべきではないか。

また、度重なる加入指導に応じない悪質な事業所については、事業所名を公表することとしている。さらに、一般の人が容易に社会保険の適用状況を確認できるよう、ホームページ等で社会保険の適用事業所を検索・閲覧できる仕組みを検討すべきではないか。

3 関係機関との連携強化

適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の適用促進等のため、これまでも国土交通省（地方運輸局・地方整備局等）からの情報提供や法務省（法務局等）への制度周知リーフレットの設置など、関係機関と連携してきたところであるが、協力連携する関係機関の拡大等、さらなる連携強化について検討すべきである。

IV. 国民の利便性向上策

国民年金保険料の納付率向上等のためには、徴収を強化するだけでなく、国民の利便性を高め、国民が保険料を納付しやすいような環境を作ることも重要である。これまでも納付手段の多様化や電子申請の推進など利便性の向上に努めてきたところであるが、社会保障・税番号制度の導入も一つの大きな契機としながら、更なる国民の利便性向上策について、不断に検討すべきである。

1 提出書類の省略

免除申請等における負担を軽減し、免除制度の活用を促進するという観点から、例えば、申請免除手続きにおける所得証明書については、少なくとも住民税の申告が不要な者について、提出を不要とすることを検討してはどうか。

また、社会保障・税番号制度の導入により、市町村等からの所得情報等の入手が効率化されることを踏まえ、国民の利便性向上の観点から、添付書類等提出書類の省略について、幅広く検討すべきである。

2 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

厚生年金保険料と労働保険料の徴収は、社会保険庁時代においては、社会保険庁及び都道府県労働局の職員を互いに併任し合い、必要に応じて一括して徴収を行っていた。

厚生年金保険と労働保険では、対象とする事業所の範囲や保険料の算定方法等に違いはあるが、ともに事業主から保険料を徴収する制度であり、保険料債権の法的性格も同じである。

これまで申請窓口の一元化等、利便性の向上に努めてきたところであるが、行政効率化の観点からも、さらに一步進め、徴収を一括して行うなど利便性向上について検討すべきではないか。

V. 歳入庁について

本検討チームにおいては、年金保険料の徴収体制強化等の方策の一つとして、歳入庁についても議論が行われ、以下のような問題点が指摘された。国民年金保険料の納付率向上等のためには、前述のとおり、国民の意識の変化等を踏まえ保険料徴収の基本的な考え方を整理した上で対策を講ずることが必要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば納付率向上等の課題が解決するものではないとの意見で一致した。

○歳入庁に関する問題点

(1) 年金保険料と税の徴収対象

日本の年金制度は「国民皆年金」の理念の下、収入のない者も強制加入される点で諸外国にない制度である。納付率の低い国民年金の第1号被保険者には、個人事業主、無職の者、臨時・パート従業員、家族従事者などが含まれるが、国税庁の推計では、このうち国税庁が確定申告により継続的に所得情報を把握している者は約8分の1である。

国民年金保険料の徴収対象と国税の徴収対象との重なりが小さい中、歳入庁を創設して徴収を一元化したとしても、国民年金保険料の納付率向上への効果は限定的ではないか。

(2) 行政改革等との関係

日本年金機構の職員は、現在非公務員であり、歳入庁を創設する場合には、現在非公務員が行っている業務を公務員に行わせることになることから、公務員人件費削減の取組や行政改革の取組との関係で問題が生ずるのではないか。

また、国民年金保険料は、一件当たりの徴収額が少額で滞納者数が多数であることから、仮に歳入庁に十分な人員の手当てが行われない場合には、国民年金保険料の納付率向上に資さないばかりか、徴税能力まで低下するおそれもある。

(3) 年金保険料と税の基本的な性格の違い

年金保険料は、被保険者の将来給付と結びついている点で、税と基本的な性格が異なっており、その性格の違いから、優先徴収権や時効等についても制度的な違いがある。同一の滞納者に対して、将来給付と結びついた年金保険料と税の納付折衝を同時に行うのは実務上の問題が生じるのではないか。

また、すべての徴収職員について、保険料と税に関する法令・通達をはじめとする幅広い知識を習得させ、高度な専門性を確保することは難しいのではないか。

(4) 関係部局の切り離しによる影響

徴収業務の執行機関である歳入庁を独立した組織とし、制度の企画立案を行う行政機関から切り離すことは問題があるのではないか。例えば税については、税制の企画立案は執行現場で把握された実態を踏まえるとともに、執行部局も税法の趣旨を踏まえた統一的な解釈・運用を行う必要がある。

また、年金保険行政においては、適用や徴収と記録管理を含む給付業務との接続が必要であり、また、税務行政においても、課税（税務調査等）と徴収について密接な連携が不可欠である。例えば年金においては、被保険者資格の変動が頻繁に生じており、それを適時適切に把握することができなければ、間違った保険料等での徴収が発生するリスクが高まる。

おわりに

以上、検討チームでの議論に基づいて、年金保険料の徴収体制強化等に係る論点を整理し、具体的対応策について、今後の検討の方向性を示した。今回示した論点の中には、執行機関においてすぐに実施に移せるものもあれば、制度改正を伴うため検討に一定の時間を要するものも含まれている。今後は各論点について、論点整理で示された方向性に沿って担当省庁においてさらに検討を進め、税制抜本改革法の規定に基づき、可能なものから速やかに実施するものとする。

(以上)

年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム

メンバー：

座長	内閣官房副長官	加藤	勝信
座長代理	内閣府大臣政務官	山際	大志郎
	総務大臣政務官	北村	茂男
	財務大臣政務官	伊東	良孝
	厚生労働大臣政務官	丸川	珠代

※ 検討チームは、社会保障・税一体改革担当大臣の下に設置。

事務：内閣官房副長官補室（取りまとめ）、総務省、財務省、厚労省

年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム
開催実績

<u>2月14日（木）</u>	第1回 キックオフ
<u>3月22日（金）</u>	第2回 関係省庁ヒアリング① ・ 国民年金保険料の徴収の現状と課題等
<u>4月4日（木）</u>	第3回 関係省庁ヒアリング② ・ 厚生年金保険料等の徴収の現状と課題
<u>4月23日（火）</u>	第4回 関係省庁ヒアリング③ ・ 年金以外の社会保険料の徴収の現状と課題 ・ 国税の徴収体制 ・ 地方税の徴収体制
<u>5月13日（月）</u>	第5回 関係省庁ヒアリング④ ・ 諸外国における年金保険料の徴収体制 ・ 社会保障・税番号制度
<u>6月3日（月）</u>	第6回 関係省庁ヒアリング⑤ ・ 国民年金保険料の納付率向上等のための取組強化策
<u>6月13日（木）</u>	第7回 論点整理に向けた議論①
<u>6月27日（木）</u>	第8回 論点整理に向けた議論②
<u>8月8日（木）</u>	第9回 論点整理

未 定 稿

各社会保険料及び税の徴収の現状

		納付義務者	納付率※1	納付回数	督促・滞納処分の状況		延滞金等	徴収コスト (100 円当たり)
年金	国民年金 (第 1 号被保険者)	個人	64.5%	月 1 回※6	納期限内に納付がなかった場合には、納付督促や最終催告状の送付を経て督促を実施。 参考：H21 年度に送付した最終催告状について、時効までに 6,473 件(15 万月数)の督促状を发出。(納期限内に納付がなかった H21 年度分の保険料は 8,034 万月数分)		督促をした場合には、保険料額×年 14.6%(納期限の翌日から 3 月を経過する日までは年 4.3%)の延滞金が発生。	2. 9 1 円 (H 2 3 年度) ※ 強制徴収の徴収コストは 89.68 円
	厚生年金	事業者	98.0%	月 1 回	納期限までに完納しない場合には、必ず督促を実施	実態としては、納期限の翌月 15 日を目処に督促		0. 0 9 円 (H 2 3 年度)
健康保険	協会管掌 ※厚生年金と一体で納付。	事業者	96.5%					
	組管管掌	事業者	99.9%	月 1 回		督促時期は組合ごとに異なる。		-
	国民健康保険※2	世帯主	89.4%	市町村ごとに条例で規定		督促時期は市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定	-
後期高齢者医療※2		被保険者個人※3	99.2%	市町村ごとに条例で規定		督促時期は市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定	-
介護保険	40～64 歳	医療保険者※4	100.0%	月 1 回		実態としては、納期限の翌日頃に督促	督促をした場合には、納付金×年 14.5%の延滞金が発生。	-
	65 歳以上※2	被保険者個人※3	98.5%	市町村ごとに条例で規定		督促時期は市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定	-
労働保険		事業主※5	97.8%	年 1 回 (年 3 回まで延納可能)		納期限後 1.5～3 か月で督促	督促をした場合には、保険料額×年 14.6%(納期限の翌日から 2 月を経過する日までは年 4.3%)の延滞金が発生。	0. 3 3 円 (H 2 3 年度)
国税	申告所得税	個人	97.6%	年 1 回※7		納期限後 50 日以内に督促 (法律で規定)	法定納期限までに完納されない場合には、未納税額×年 14.6%(納期限の翌日から 2 月を経過する日までは年 4.3%)※8の延滞税が発生。 ※源泉所得税については、延滞税のほか、納付額の 10%又は 5%の不納付加算税が発生。	1. 7 5 円※9 (H 2 2 年度)
	源泉所得税	源泉徴収義務者	99.7%	月 1 回※7				
地方税	個人住民税	個人	97.8%	年 4 回		納期限後 20 日以内に督促 (法律で規定)	納期限までに完納されない場合には、未納税額×年 14.6%(納期限の翌日から 1 月を経過する日までは年 4.3%)※8の延滞金が発生。	2. 0 4 円※10 (H 2 3 年度)
	特別徴収	特別徴収義務者		月 1 回※7				

※1 納付率については、原則、平成 23 年度の数値を使用（国民年金の納付率は平成 22 年度分の最終納付率）。
※2 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険（65 歳以上）については、特別徴収（年金からの引き落とし）により納付される場合があり、この場合には年 6 回（偶数月）特別徴収義務者（年金保険者）が納付することとなる。納付率は 100%。
※3 後期高齢者医療及び介護保険（65 歳以上）については、被保険者個人が納付義務者となるが、世帯主や配偶者も連帯納付義務を負う。
※4 介護保険（40～64 歳）については、医療保険者が事業者等より医療保険料と一体的に徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付している。
※5 中小零細企業は、労働保険事務組合を通じた納付も可能。
※6 国民年金保険料については、1 年度分又は 6 か月分の前納が可能（前納の場合は年 4%割引）。
※7 申告所得税の予定納税がある場合の納付回数は年 3 回。源泉所得税、個人住民税（特別徴収）の納期の特例の場合の納付回数は年 2 回。
※8 平成 25 年度税制改正により、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税率が引き下げられた（貸出約定平均金利が 1.0%の場合 年 14.6%⇒9.3%、納期限の翌日から 2 月（地方税は 1 月）を経過する日まで年 4.3%⇒3.0%）。
※9 所得税だけでなく、国税庁が徴収している全租税及び印紙収入 100 円当たりの徴税费（人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用）の金額であり、徴収業務以外の業務のための費用を含む。
※10 個人住民税だけでなく、地方団体が徴収している全租税 100 円当たりの徴税费（人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用）の金額であり、徴収業務以外の業務のための費用を含む。

社会保障審議会年金部会
「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」
の設置について

1. 設置の趣旨

年金保険料の徴収体制強化等について、社会保障・税一体改革担当大臣の下に設けられた「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」において本年8月8日に取りまとめられた「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」を踏まえ、専門的観点から検討を進めるため、社会保障審議会年金部会に「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ①国民年金保険料の納付率向上策
- ②厚生年金の適用促進策
- ③国民の利便性向上策
- ④その他

4. 運 営

- ・専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・専門委員会の検討結果については、社会保障審議会年金部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

うち だ 内 田	やすし 泰	共同通信社編集局生活報道部次長
きく ち 菊 池	よし み 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
さ さ き 佐々木	いち ろう 一 郎	同志社大学商学部准教授
とち はら 朽 原	かつ ひこ 克 彦	日本商工会議所理事
はら 原	れい こ 令 子	社会保険労務士原令子事務所所長
ひら かわ 平 川	のり お 則 男	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
ほり え 堀 江	な お こ 奈保子	みずほ総合研究所株式会社 調査本部政策調査部上席主任研究員
みや ざと 宮 里	なお み 尚 三	日本大学経済学部准教授
◎みや たけ ◎宮 武	たけし 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
もち づき 望 月	あつ こ 厚 子	望月 FP 社会保険労務士事務所 社会保険労務士
わ だ 和 田	え み こ 恵美子	岐阜市市民生活部国保・年金課長

(◎は委員長)